

## 平成31年度における環境物品等の調達を推進を図るための方針

独立行政法人工業所有権情報・研修館

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、平成31年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

### I 特定調達物品等の平成31年度における調達の目標

平成31年度における個別の特定調達物品等（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更について（平成31年2月8日閣議決定）による変更後の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

#### 1 紙類

情報用紙 （コピー用紙、フォーム用紙、 インクジェットカラープリンター用 塗工紙） 印刷用紙 （塗工されていない印刷 用紙、塗工されている 印刷用紙） 衛生用紙 （トイレットペーパー、ティッシュ ペーパー）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

#### 2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

<p> 印箱  公印  ゴム印  回転ゴム印  定規  トレー  消しゴム  ステープラー(汎用型)  ステープラー(汎用型以外)  ステープラー針リムーバー  連射式クリップ(本体)  事務用修正具(テープ)  事務用修正具(液状)  クラフトテープ  粘着テープ(布粘着)  両面粘着紙テープ  製本テープ  ブックスタンド  ペンスタンド  クリップケース  はさみ  マグネット(玉)  マグネット(バー)  テープカッター  パンチ(手動)  モルトケース(紙めくり用スポンジケース)  紙めくりクリーム  鉛筆削(手動)  OAクリーナー(ウェットタイプ)  OAクリーナー(液タイプ)  ダストブロワー  レターケース  メディアケース  マウスパッド<sup>*</sup>  OAフィルター(枠あり)  丸刃式紙裁断機  カッターナイフ  カッティングマット </p>	
---	--

<p> デスクマット  OHPフィルム  絵筆  絵の具  墨汁  のり(液状)  (補充用を含む。)  のり(澱粉のり)  (補充用を含む。)  のり(固形)  のり(テープ)  ファイル  バインダー  ファイリング用品  アルバム  つづりひも  カードケース  事務用封筒(紙製)  窓付き封筒(紙製)  けい紙  起案用紙  ノート  パンチラベル  タックラベル  インデックス  付箋紙  付箋フィルム  黒板拭き  ホワイトボード用イレー  ザー  額縁  ごみ箱  リサイクルボックス  缶・ボトルつぶし機(手  動)  名札(机上用)  名札(衣服取付型・首下  げ型)  鍵かけ(フックを含む。)  チョーク  グラウンド用白線  梱包用バンド </p>	
--	--

### 3 オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

### 4 画像機器等

コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
プリンタ等（プリンタ、プリンタ複合機）	
ファクシミリ	
スキャナ	
プロジェクタ	
カートリッジ等（トナーカートリッジ、インクカートリッジ）	

### 5 電子計算機等

電子計算機	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
磁気ディスク装置	
ディスプレイ	
記録用メディア	

### 6 オフィス機器等

シュレッダー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
デジタル印刷機	
一次電池又は小型充電式電池	
電子式卓上計算機	
掛時計	

## 7 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------------------	------------------------------

## 8 家電製品

電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
テレビジョン受信機	
電気便座	
電子レンジ	

## 9 エアコンディショナー等

エアコンディショナー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
ガスヒートポンプ式冷暖房機	
ストーブ	

## 10 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器	いずれの品目についても、調達の予定はない。
ガス温水機器	
石油温水機器	
ガス調理機器	

## 11 照明

照明器具（LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
ランプ（蛍光灯ランプ、電気形状のランプ）	

## 12 自動車等

自動車	いずれの品目についても、調達の予定はない。
ETC対応車載器	
カーナビゲーションシステム	
乗用車用タイヤ	
2サイクルエンジン油	

### 13 消火器

調達の予定はない。

### 14 制服・作業服

制服、作業服 帽子、靴	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
----------------	------------------------------

### 15 インテリア・寝装寝具

カーテン等（カーテン、 布製ブラインド、金属製 ブラインド）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
カーペット（タフテッド カーペット、タイルカー ペット、織じゅうたん） ニードルパンチカーペッ ト	
毛布等（毛布、ふとん）	
ベッド（ベッドフレーム、 マットレス）	

### 16 作業手袋

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

### 17 その他の繊維製品

テント・シート類（集会 用テント、ブルーシート）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
防球ネット	
旗、のぼり、幕	
モップ	

### 18 設 備

太陽光発電システム（ 公共・産業用）	いずれの品目についても、調達の予定はない。
太陽熱利用システム（ 公共・産業用）	
エネルギー管理システム	
燃料電池	
生ゴミ処理機	
節水機器	
日射調整フィルム	

## 19 災害備蓄用品

飲料水（ペットボトル飲料水）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
食料（アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等、栄養調整食品、フリーズドライ食品）	
生活用品・資材等（毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、一次電池、非常用携帯燃料、携帯発電機、非常用携帯電源）	

## 20 公共工事

公共工事	基本方針に位置づけられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足する物を使用するものとする。
------	--

## 21 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達目標は100%とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更生	
自動車整備	
庁舎管理等（庁舎管理、植栽管理、加煙試験、清掃、タイルカーペット洗浄、機密文書処理、害虫防除）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、その調達目標は100%とする。
輸配送	調達目標は100%とする。
旅客輸送（自動車）	可能な限り基本方針に定める判断の基準を満たす者と契約するものとする。
照明機能提供業務	調達の予定はない。
小売業務	

クリーニング	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
自動販売機設置（飲料自動販売機設置）	
引越輸送	
会議運営	
印刷機能等提供業務	

## II 特定調達物品等以外の平成31年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

- 1 ゴミ袋を調達する場合は、文具等の判断の基準、配慮事項、調達目標（100%）に準じて調達する。
- 2 上記のほか特定調達品目以外の環境物品等の調達にあたっては、エコマークや、エコリーフ等の第三者機関による環境ラベルの情報を十分に活用し、出来る限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努める。また、OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用している製品等の調達を行う。

## III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 館内にグリーン調達のための推進体制を設ける。体制概要は別紙のとおり。
- 2 本調達方針はすべての部署を対象とする。
- 3 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 4 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 5 すべての木質及び紙（間伐材、古紙を除く。）が原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成18年2月15日作成）に準拠して行うよう努める。
- 6 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するように働きかける。
- 7 本調達方針に基づく調達担当窓口は、総務部（総括担当）とする。

独立行政法人工業所有権情報・研修館グリーン調達推進体制

1. グリーン調達推進本部

本 部 長	理事長
副 本 部 長	理 事
本 部 員	総務部長
	知財情報部長
	研修部長
	知財人材部長
	知財活用支援センター長
	地域支援部長
	公報閲覧・相談部長
	知財戦略部長
	事業推進部長
(事 務 局)	総務部

2. グリーン調達推進連絡会議

主 宰 者	総務部長代理（総括担当）
構 成 員	総務部長代理（契約担当）
	総務部長代理（広報・情報公開・システム調整担当）
	知財情報部長代理（調整担当）
	研修部長代理（調整担当）
	知財人材部長代理（調整担当）
	知財活用支援センター長補佐（企画調整担当）
	公報閲覧・相談部長代理（調整担当）
	事業推進部長代理（企画担当）